監査公表第７号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、糸魚川市教育委員会教育長から監査結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、次のとおり公表します。

平成 31 年２月 12 日

糸魚川市監査委員　齋藤　隆嗣
糸魚川市監査委員　髙澤　　公

１　監査の種類　　定期監査

２　監査の対象　　こども課

３　監査の実施日　　平成 30 年 10 月 26 日

４　監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (改善を要する事例及び意見)	措置の内容
○支払事務について改善を要するもの 給食賄い材料費において、１件 11,405 円の過払いがあった。適正な事務執行に向け、関係書類の確認を十分に行うよう改善を要する。	過払い金 11,405 円については、６月分の賄い材料費として、市は業者に対し７月 30 日と８月 20 日に二重で支払いをしたものであり、その後、業者からは 10 月 31 日付けで過払い分（11,405 円）の返金がありました。 今回の事案は、学校側で昨年と異なる指定口座に振込みをしたため、業者側で入金を確認しないまま学校へ再度請求したこと、学校側も納品書と請求書のチェックが不十分であったため、支払いしたことを確認しないまま再度支払ったことが原因であります。 学期末の会議の場で事例として報告するとともに、再発防止策として納品書と請求書のチェックをあらためて強化するよう周知しました。